

難病及び小児慢性特定疾病に係る 医師意見書の料金について

難病及び小児慢性特定疾病に係る医師意見書（臨床調査個人票・小児慢性特定疾病医療意見書）の作成について、令和8年度更新分から文書料を徴収いたします。

また、新規分についても6月からは、同様の文書料が適用されますので、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

文書料 1 通につき 1, 5 4 0 円

県立広島病院